

# 認可外保育施設の立入調査 について



東京都 福祉局 指導監査部  
指導第二課 保育施設検査担当

# 都内の保育サービス利用児童の状況

報道発表資料 令和5年7月26日 福祉局「都内の保育サービスの状況について」を元に作成

(単位：人)

区分	R5.4	R4.4	R3.4	R2.4	H31.4	
各年4月現在の利用児童数	認可保育所	288,070	289,076	287,937	283,014	269,627
	認証保育所	12,096	12,649	13,645	14,734	16,218
	認定こども園	9,654	8,348	7,758	6,804	6,269
	家庭的保育事業	1,168	1,216	1,279	1,496	1,640
	小規模保育事業	6,629	6,759	7,213	7,545	7,619
	事業所内保育事業	633	656	667	736	752
	居宅訪問型保育事業	117	134	164	186	160
	定期利用保育事業	753	621	771	1,077	1,201
	企業主導型保育事業	667	667	745	772	727
	区市町村単独保育施策	3,962	3,694	4,308	4,194	4,963
計		323,749	323,830	324,487	320,558	309,176
参考	就学前児童人口（各年1/1現在）	570,344	595,119	619,296	632,104	641,341
	利用率（%）	56.8%	54.4%	52.4%	50.7%	48.2%

# 認可外保育施設の現況

各年4月1日現在の届出施設数（東京都受付）

区分	令和5年	令和4年	令和3年	令和2年	平成31年	平成30年
ベビーホテル	220	273	292	416	532	550
事業所内保育施設	393	446	446	481	426	298
院内保育施設	119	138	145	148	170	171
その他の認可外保育施設	189	190	178	195	171	152
合計	921	1,047	1,061	1,240	1,299	1,171

※八王子市は中核市のため、届出施設数に含まない。

※世田谷区、江戸川区、荒川区、港区、中野区、豊島区、板橋区は、児童相談所設置市のため、設置以降は、届出施設数に含まない。



# 立入調査の目的

- ◆児童福祉法に基づく、認可外保育施設に対する指導監督の一環
- ◆児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認

指導監督基準及び評価基準に定められた調査項目全般にわたって、施設職員へのヒアリングや備付書類の確認等により、基準への適合状況を確認する。



# 認可外保育施設の立入調査の根拠①-1

## ◆児童福祉法第59条 第1項

都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、（略）第36条から第44条まで（第39条の2を除く。）に規定する業務を目的とする施設であつて（略）認可を受けていないもの（略）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることがで  
きる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。



# 認可外保育施設の立入調査の根拠①-2

## ◆児童福祉法第62条

次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

第1～6号（略）

第7号

正当の理由がないのに、第59条第1項の規定による  
報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による  
立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定  
による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし  
た者



# 認可外保育施設の立入調査の根拠②

## ◆認可外保育施設に対する指導監督の実施について

(平成13年3月29日付雇児発第177号 [最終改正]令和5年3月31日付子発0331第17号  
(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 別紙「認可外保育施設指導監督の指針」抜粋)

### 【この指針の目的及び趣旨】

この指針は、児童福祉法（以下「法」という。）等に基づき、認可外保育施設について、適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認し、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令、施設閉鎖命令等を行う際の手順、留意点等を定めるものであること。

なお、**本指針は、児童の安全確保等の観点から、劣悪な施設を排除するためのもの**であり、別添の認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）を満たす認可外保育施設についても児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「**児童福祉施設設備運営基準**」という。）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「**家庭的保育事業等設備運営基準**」という。）を満たすことが望ましいものであること。

# 認可外保育施設の立入調査の根拠③

## ◆認可外保育施設に対する指導監督要綱

(昭和57年6月15日56福児母第990号)

### 〔調査の実施〕

第8条 知事は、原則として毎年度1回以上、別に定める計画に基づき、その職員をして定期的に認可外保育施設及び必要があると認めるときはその事務所に立ち入り、その設備及び運営について、設置者又は管理者に対して必要な調査又は質問（以下「立入調査」という。）を行わせる。

また、必要に応じて、保育従事者、事務職員、利用児童の保護者等から事情を聴取する。

8 第1項の規定による立入調査のほか、知事は、必要があると認めるときは、その職員をして、隨時に認可外保育施設及びその事務所に対し特別に立入調査（特別立入調査）を行わせる。

## 参考：

### 認可外保育施設指導監督基準

→東京都福祉局ホームページ

(<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/index.html>)

- > 東京都福祉局
- > 子供家庭
- > 保育サービス
- > 認可外保育施設について
- > 指導監督要綱・指導監督基準について

都の「認可外保育施設に対する指導監督要綱」の別表として都HPに掲載

#### ●認可外保育施設に対する指導監督要綱

#### ●別表1 指導監督基準 (認可外保育施設指導監督基準)

#### ●別表2 評価基準 (1日に保育する乳幼児の数が6人以上、同5人以下、居宅訪問型 (法人・個人))

#### ●実施細目 (認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目)

※法令改正等により適宜改正あり

# 保育施設に対する指導監督の組織

(東京都福祉局の場合)

**指導監査部指導第二課  
保育施設検査担当  
(☎03-5320-4055)**

- 認可保育所、幼保連携型認定こども園に対する実地検査
- 東京都認証保育所に対する立入調査
- 認可外保育施設**に対する  
**立入調査**

立入調査等と  
改善状況の確認

**子供・子育て支援部保育支援課  
民間保育援助担当  
(☎03-5320-4131)**

- 設置予定者に対する事前指導
- **開設、変更、廃止、各届出受理**
- **運営状況報告の徴収、事故報告等受付**
- 研修の実施（東京都福祉保健財団に委託）
- 認可外保育施設の基準を満たす旨の証明書の交付
- **巡回指導（巡回指導チームの統括）**

民間保育援助担当は認可外保育施設の担当です。  
認可保育所、認証保育所の担当とは異なります。  
上記のほか、認可外保育施設の**事業停止命令**、  
**施設閉鎖命令**等の**処分事務**も担当します。

連携

# 立入調査の流れ【一般的な流れ】

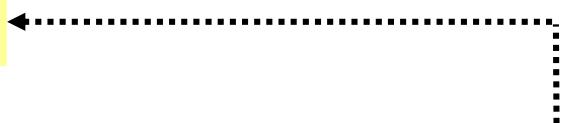
① 【都】設置届・運営状況報告等により施設の状況把握



② 【都】立入対象施設を選定、実施通知を送付



③ 【都】立入調査の実施

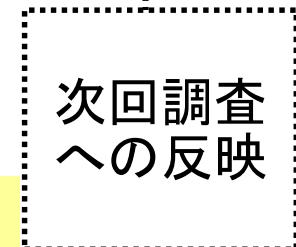


④ 【都】調査結果を通知

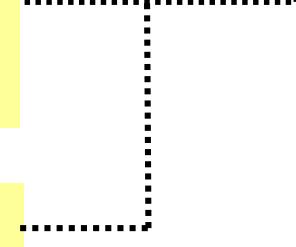


⑤ 【設置者】改善状況報告書の提出

(原則30日以内)

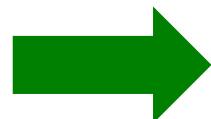


⑥ 【都】改善状況報告書の確認・再指導等



# 立入調査【隨時対応の場合】

- ◆ 死亡事故等の重大事故が発生した場合
- ◆ 児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき、通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等を含む。）
- ◆ 利用者等から苦情や相談が寄せられている場合等で児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合 等



立入調査実施

# 立入調査の流れ 【随時対応】

## ①【都】立入調査の実施

### ②【都】調査結果を通知

### ③【設置者】改善状況報告書の提出

### ④【都】改善状況報告書の確認

・著しく不適正な保育内容  
や保育環境である場合

・著しく利用児童の安全性  
に問題がある場合 等

### ⑤【都】改善勧告

### ⑥【都】改善状況報告書の確認

改善されない場合

▼ 勧告に従わない場合

### ⑦【都】公表

▼  
・弁明の機会の付与  
・都児童福祉審議会へ意見聴取

### ⑧【都】業務停止命令

又は施設閉鎖命令

# 令和5年度保育施設指導検査等実施方針 一般指導検査（立入調査）の重点項目①

## （1）運営関係

### ア 職員の確保及び処遇

- （ア）職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。
- （イ）職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- （ウ）職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。
- （エ）職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

### イ 安全対策の徹底

- （ア）在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。
- （イ）安全計画に基づく安全措置（研修及び訓練等）の実施並びに消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。

## 令和5年度保育施設指導検査等実施方針

## 一般指導検査（立入調査）の重点項目②

## (2) 保育内容関係

## ア 保育所保育指針の徹底

- (ア) 子供の人権に十分配慮するとともに、子供一人一人の人格を尊重した適切な保育が行われているか。
- (イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

## イ 児童一人一人に応じた保育の徹底

- (ア) 児童の健康状態の把握が適正になされているか。
- (イ) アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

## ウ 安全対策の徹底

- (ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- (イ) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- (ウ) プール活動・水遊びや園外保育時、送迎時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。
- (エ) 上記(ア)から(ウ)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- (オ) 食中毒・感染症（特に新型コロナウイルス、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌O157、ノロウイルス）予防対策が徹底されているか。

# 立入調査を実施する施設の選定

## 【選定方法】

- ◆過去の立入調査において、

**指摘事項の改善が図られていない施設**

- ◆**苦情、通報等が多く寄せられている施設**

又はその内容から**運営状況の確認をする施設**

- ◆**新規に開設**された施設

- ◆相当の期間にわたって、立入調査を実施していない施設

- ◆その他立入調査の実施が必要と判断される施設 **(24時間開所施設等)**

# 最近の保育施設等に対する立入調査等の状況①

## 【令和4年度立入調査（実地検査）実施状況】

保育所・保育施設等について、全体の7.7%に当たる339施設に対して、立入調査等を行った。

種 別	対象数 (a)	立入調 査等数 (b)	うち文書 指摘施設 数 (C)	実施率 (b/a)	文書指摘率 (C/b)	(参考) 令和元年 数
認 可 保 育 所	2,870	65	37	2.3%	56.9%	237
認 証 保 育 所	465	9	6	1.9%	66.7%	99
<b>★認可外保育施設</b>	<b>1,052</b>	<b>262</b>	<b>186</b>	<b>24.9%</b>	<b>71.0%</b>	<b>299</b>
幼保連携型認定こども園	31	3	1	9.7%	33.3%	7
<b>計</b>	<b>4,418</b>	<b>339</b>	<b>230</b>	<b>7.7%</b>	<b>67.8%</b>	<b>642</b>

対象数について、認可保育所は、島しょ部に所在する施設を除き、八王子及び児童相談所設置市に所在する公立施設を含みます。

対象数及び実地検査数について、認証保育所では、令和4年4月2日以降に認証を行い、立入調査を実施した施設を含みます。認可外保育施設では、令和4年4月2日以降に届出された施設で、立入調査を実施した施設を含みます。

上記のほか、認可外保育施設の居宅訪問型保育事業(法人)について、法人事業所に対して立入調査を行っています。(対象数148、立入調査数 1、文書指摘事業所数0、実施率0.7%)。居宅訪問型保育事業(個人)に対して、集団指導を行っています(対象数2,179、参加事業者数518 及び文書指摘事業所者279、実施率22.9%)。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の実施のため、例年より検査実施数が少なくなっています。

# 最近の保育施設等に対する立入調査等の状況②

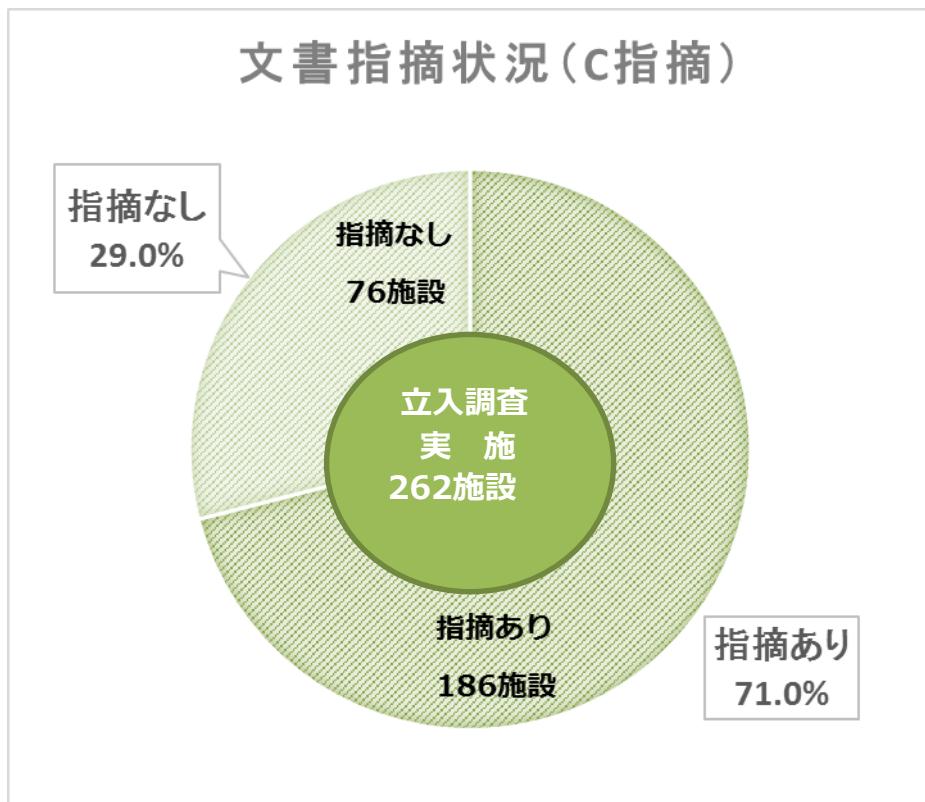
## 【認可外保育施設に対する立入調査の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象数	1,183	1,340	1,248	1,075	1,052
立入調査数	225	299	101	100	262
実施率	19.0%	22.3%	8.1%	9.3%	24.9%

※ 令和2年度と3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止策の実施のため、立入調査の実施施設数が少ない。

# 最近の保育施設等に対する立入調査等の状況③

## 【認可外保育施設】



令和4年度文書指摘内訳 (上位3項目)	
緊急通報訓練の実施	89施設
定期的な点検の実施 (窒息の可能性のある玩具等が置かれていないか)	81施設
救命講習の受講	49施設

令和4年度**立入調査における主な指摘事項①****認可外保育施設の文書指摘の具体事項例**

指 摘 事 項	件数
緊急通報訓練が 1 年以内に 1 回も実施されていないでは正すること。	89
窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に不用意に置かれていないか等について定期的な点検が行われていないでは正すること。	81
救命講習を過去 3 年以内に受講した保育従事者がいないでは正すること。	49
労働基準法等により備え付けが義務付けされている帳簿を適切に整備すること	39
便所又は保育室に専用の手洗い設備が設けられていないでは正すること。	35
消防計画を作成していないでは正すること。	30
入所後の児童の健康診断を実施すること。	29
その他：1人勤務の時間帯がある、入所時の児童の健康診断未実施、避難に必要な非常口が1か所のみ、保育室に専用の手洗い設備がない 等	301 (延べ)
合 計(述べ)	653

※件数は暫定値です。

令和4年度**立入調査における主な指摘事項②****認可外保育施設の口頭指導の具体的な事項例**

指 導 事 項	件数
サービス利用者に対する書面の内容が不十分なので是正すること。	106
入所時又は入所後の児童の健康診断が一部実施されていない、または記録が整備されていないので是正すること。	94
利用者の見やすい場所における施設及びサービスに関する掲示の内容が不十分なので是正すること。	79
保育従事者の外部研修等への参加が全くない、または施設内研修等の機会を設けるなど、保育従事者の質の向上に努めていないので是正すること。	52
避難・消火訓練が毎月実施されていない、または避難・消火訓練の記録が整備されていないので是正すること。	41
その他：職員の中に健康診断(不足等)、検便（回数不足等）、児童の発育チェック不足、保育日誌の未作成 等	102 (延べ)
合 計	474

※件数は暫定値になります。

# 立入調査時の主な確認書類①

## ◆運営管理

日頃から、備えられているか、点検してください。

指導監督基準項目	
3 (2)	消防計画 避難消火訓練記録
(評価基準 3 (2) a)	防火管理者の選任・届出の控え（収容人数30人以上の施設）
7 (4)	職員健康診断記録 検便結果記録
7 (8)	安全計画 (評価基準 7 (8) j) 救命講習の修了証等（過去3年以内に受講したもの） 関係機関への緊急通報訓練（119番通報等の訓練）の記録
8 (1)	施設・サービス内容の掲示
9 (1)	履歴書 資格証明書（保育士証等） 労働者名簿（採用年月日がわかるもの） 雇用契約書（就業規則） 勤務表（ローテーション表） 出勤簿（タイムカード）（勤務実績がわかるもの） 賃金台帳
9 (3)	施設平面図

# 立入調査時の主な確認書類②

## ◆保育内容

日頃から、備えられているか、  
点検してください。

指導監督基準項目	
5（1）イ	デイリープログラム
(評価基準5（1）b (a))	保育日誌
5（3）ア	連絡帳（3歳未満児）
5（3）イ	緊急連絡表
6（2）イ	献立表
7（2）	児童の発育チェックの記録（身体測定の記録）
7（3）ア	児童健康診断記録
7（3）イ	保育施設付近の病院等関係機関の一覧
9（2）	児童票（氏名、生年月日、健康状態、在籍記録等） 児童に関する契約書

# 改善状況報告について

## (かがみ文イメージ)

(改善情報報告)

提出日を記載してください。

令和 年 月 日

東京都福祉局長 宛

設置者・代表者名を記載してください。

設置者・代表者名

改善状況報告について

令和 年 月 日付 福祉指二第 号により通  
知のあった改善を要する事項について、別紙のとお  
り報告します。

## (報告様式イメージ)

### 改善状況報告書(判定区分C)

区市町村名

経営主体

施設名

指摘内容	事項別改善状況(又は方策)	改善の時期
保育に従事する者の数及び資格		
保育に従事する者の数		

●事項別改善状況(又は方策)について、  
具体的に記入してください。

●改善の状況がわかる資料を添付してく  
ださい。

●改善の時期の欄は、改善した日又は改  
善予定の時期について、記入してください。

非常災害に対する具体的 計画(消防計画)の策定  消防計画を作成していないの で是正すること。		
---	--	--

判定区分(C・B)ごとに  
用紙が異なります。

# 立入調査結果の公表について（紹介①-1）

← → C ⌂ <fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/houjinshisetuzaitakujoho.html> 音声読み上げ・文字拡大・色合い変更 都庁総合トップページ

東京都福祉局

日本語 English 中文簡化 繁體中文 한국어 Tiếng Việt Tagalog ネパali ຖ່ານາ Malay Indonesian ກາມປາໄທ Français Português Español

サイトマップ キーワードを入力してください 検索

トップ 分野別のご案内 施設案内 各種申請 調査・統計 職員募集 問合せ

現在のページ 東京都福祉局 > 福祉の基盤づくり > 社会福祉法人・施設等の指導検査 > 社会福祉法人・施設・在宅サービス事業者に対する指導検査結果

## 社会福祉法人・施設・在宅サービス事業者に対する指導検査結果

以下のリンクより、ご覧ください。

[社会福祉法人・施設・在宅サービス事業者指導検査結果一覧](#)

### お問い合わせ

このページの担当は 指導監査部 指導調整課 指導調整担当（03-5320-4051）です。

社会福祉法人・施設等の指導検査

- 社会福祉施設等に対する指導検査業務システムの運用開始に伴う事業者情報の登録
- 指導検査報告書
- 社会福祉施設等に対する指導検査業務システム
- 指導検査要綱・実施方針・指導検査基準・自己点検票
- 集団指導資料
- 障害福祉サービス事業者の指導検査について
- 保育施設の指導検査について
- 社会福祉法人・施設・在宅サービス事業者に対する指導検査結果
- デジタル技術を活用した社会福祉施設における指導検査

# 立入調査結果の公表について（紹介①-2）

← → C ⌂ 🔍 www2.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/houjin/shisetsu.htm



東京都福祉局  
社会福祉法人・施設・在宅サービス事業者に対する指導検査結果

▶ 東京都福祉局ホームページ ▶ 東京都公式ホームページ

▲ 文字サイズを大きくするには

東京都は、社会福祉施設及び在宅サービス等を利用者が安心して選択することができるよう、また、事業運営の透明性の確保を図るために、東京都福祉局が実施している、社会福祉法人、社会福祉施設及び在宅サービス事業者等に対する指導検査の結果を積極的に情報提供しています。

このホームページに掲載されている情報は……

社会福祉法人、社会福祉施設及び在宅サービスについては、東京都が実施した指導検査結果を掲載しています。

社会福祉法人の基本情報については、「現況報告書」のデータを転載したものです。なお、時点のずれ等のため現在の状況と相違している場合がありますので、ご注意願います。

※現況報告書とは、社会福祉法及び同法施行規則の規定により、社会福祉法人が、毎年4月1日現在の状況を独立行政法人福祉医療機構（WAM）に電子提出するものです。現況報告書をご覧になりたい方は、WAMが運営するWAMNETの「社会福祉法人の財務諸表等の電子開示システム」で「[社会福祉法人の現況報告書等情報検索](#)」を御利用ください。

※社会福祉施設及び在宅サービスの詳細な情報については、各施設等のページの「[とうきょう福祉ナビゲーション](#)」をご覧ください。福祉サービス第三者評価を受けている場合は、評価結果も掲載されています。

## 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めるところにより設立された法人です。



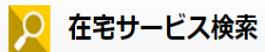
## 社会福祉施設

社会福祉法第2条に規定する第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業を行う施設です。種別によっては福祉関係の通知・通達に基づいた施設も含まれます。



## 在宅サービス

介護保険法第8条に規定する居宅サービス事業及び障害者総合支援法第5条に規定する障害福祉サービス事業のうち、在宅サービスを行う事業所です。



# 立入調査結果の公表について（紹介①- 3）

www2.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/houjin/DBHP\_Page2.htm

東京都福祉局  
社会福祉法人・施設・在宅サービス事業者に対する指導検査結果

▶ 東京都福祉局ホームページ ▶ 東京都公式ホームページ

文字サイズを大きくするには

現在位置 ホーム > 社会福祉施設検索

## 社会福祉施設

施設名や所在地、種別により検索できます。項目を選択または入力して検索ボタンを押してください。

### 施設名・所在地から探す

施設名  所在地

+ さらに条件を追加 種別を含めた検索も可能です（複数検選択可）

高齢者	障害者総合支援法
<input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム <input type="button" value="施設概要"/>	<input type="checkbox"/> 短期入所 <input type="button" value="施設概要"/>
<input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="button" value="施設概要"/>	<input type="checkbox"/> 療養介護 <input type="button" value="施設概要"/>
<input type="checkbox"/> 養護老人ホーム（一般） <input type="button" value="施設概要"/>	<input type="checkbox"/> 生活介護 <input type="button" value="施設概要"/>
<input type="checkbox"/> 養護老人ホーム（盲） <input type="button" value="施設概要"/>	<input type="checkbox"/> 施設入所支援 <input type="button" value="施設概要"/>
<input type="checkbox"/> 軽費老人ホーム（A型） <input type="button" value="施設概要"/>	<input type="checkbox"/> 自立訓練（機能訓練） <input type="button" value="施設概要"/>
<input type="checkbox"/> 軽費老人ホーム（B型） <input type="button" value="施設概要"/>	<input type="checkbox"/> 自立訓練（生活訓練） <input type="button" value="施設概要"/>
<input type="checkbox"/> 軽費老人ホーム（都市型） <input type="button" value="施設概要"/>	<input type="checkbox"/> 就労移行支援（一般型） <input type="button" value="施設概要"/>